

「医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(注) ○ 対象者登録料の支拂いの有無による区分
○ 個別識別番号の付与の有無による区分
○ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第28号)の規定により算定されるべき報酬と算定しているものの区分

2. 1990-1991
3. 1991-1992
4. 1992-1993
5. 1993-1994
6. 1994-1995
7. 1995-1996
8. 1996-1997
9. 1997-1998
10. 1998-1999
11. 1999-2000
12. 2000-2001
13. 2001-2002
14. 2002-2003
15. 2003-2004
16. 2004-2005
17. 2005-2006
18. 2006-2007
19. 2007-2008
20. 2008-2009
21. 2009-2010
22. 2010-2011
23. 2011-2012
24. 2012-2013
25. 2013-2014
26. 2014-2015
27. 2015-2016
28. 2016-2017
29. 2017-2018
30. 2018-2019
31. 2019-2020
32. 2020-2021
33. 2021-2022
34. 2022-2023
35. 2023-2024
36. 2024-2025
37. 2025-2026
38. 2026-2027
39. 2027-2028
40. 2028-2029
41. 2029-2030
42. 2030-2031
43. 2031-2032
44. 2032-2033
45. 2033-2034
46. 2034-2035
47. 2035-2036
48. 2036-2037
49. 2037-2038
50. 2038-2039
51. 2039-2040
52. 2040-2041
53. 2041-2042
54. 2042-2043
55. 2043-2044
56. 2044-2045
57. 2045-2046
58. 2046-2047
59. 2047-2048
60. 2048-2049
61. 2049-2050
62. 2050-2051
63. 2051-2052
64. 2052-2053
65. 2053-2054
66. 2054-2055
67. 2055-2056
68. 2056-2057
69. 2057-2058
70. 2058-2059
71. 2059-2060
72. 2060-2061
73. 2061-2062
74. 2062-2063
75. 2063-2064
76. 2064-2065
77. 2065-2066
78. 2066-2067
79. 2067-2068
80. 2068-2069
81. 2069-2070
82. 2070-2071
83. 2071-2072
84. 2072-2073
85. 2073-2074
86. 2074-2075
87. 2075-2076
88. 2076-2077
89. 2077-2078
90. 2078-2079
91. 2079-2080
92. 2080-2081
93. 2081-2082
94. 2082-2083
95. 2083-2084
96. 2084-2085
97. 2085-2086
98. 2086-2087
99. 2087-2088
100. 2088-2089
101. 2089-2090
102. 2090-2091
103. 2091-2092
104. 2092-2093
105. 2093-2094
106. 2094-2095
107. 2095-2096
108. 2096-2097
109. 2097-2098
110. 2098-2099
111. 2099-20100
112. 20100-20101
113. 20101-20102
114. 20102-20103
115. 20103-20104
116. 20104-20105
117. 20105-20106
118. 20106-20107
119. 20107-20108
120. 20108-20109
121. 20109-20110
122. 20110-20111
123. 20111-20112
124. 20112-20113
125. 20113-20114
126. 20114-20115
127. 20115-20116
128. 20116-20117
129. 20117-20118
130. 20118-20119
131. 20119-20120
132. 20120-20121
133. 20121-20122
134. 20122-20123
135. 20123-20124
136. 20124-20125
137. 20125-20126
138. 20126-20127
139. 20127-20128
140. 20128-20129
141. 20129-20130
142. 20130-20131
143. 20131-20132
144. 20132-20133
145. 20133-20134
146. 20134-20135
147. 20135-20136
148. 20136-20137
149. 20137-20138
150. 20138-20139
151. 20139-20140
152. 20140-20141
153. 20141-20142
154. 20142-20143
155. 20143-20144
156. 20144-20145
157. 20145-20146
158. 20146-20147
159. 20147-20148
160. 20148-20149
161. 20149-20150
162. 20150-20151
163. 20151-20152
164. 20152-20153
165. 20153-20154
166. 20154-20155
167. 20155-20156
168. 20156-20157
169. 20157-20158
170. 20158-20159
171. 20159-20160
172. 20160-20161
173. 20161-20162
174. 20162-20163
175. 20163-20164
176. 20164-20165
177. 20165-20166
178. 20166-20167
179. 20167-20168
180. 20168-20169
181. 20169-20170
182. 20170-20171
183. 20171-20172
184. 20172-20173
185. 20173-20174
186. 20174-20175
187. 20175-20176
188. 20176-20177
189. 20177-20178
190. 20178-20179
191. 20179-20180
192. 20180-20181
193. 20181-20182
194. 20182-20183
195. 20183-20184
196. 20184-20185
197. 20185-20186
198. 20186-20187
199. 20187-20188
200. 20188-20189
201. 20189-20190
202. 20190-20191
203. 20191-20192
204. 20192-20193
205. 20193-20194
206. 20194-20195
207. 20195-20196
208. 20196-20197
209. 20197-20198
210. 20198-20199
211. 20199-20200
212. 20200-20201
213. 20201-20202
214. 20202-20203
215. 20203-20204
216. 20204-20205
217. 20205-20206
218. 20206-20207
219. 20207-20208
220. 20208-20209
221. 20209-20210
222. 20210-20211
223. 20211-20212
224. 20212-20213
225. 20213-20214
226. 20214-20215
227. 20215-20216
228. 20216-20217
229. 20217-20218
230. 20218-20219
231. 20219-20220
232. 20220-20221
233. 20221-20222
234. 20222-20223
235. 20223-20224
236. 20224-20225
237. 20225-20226
238. 20226-20227
239. 20227-20228
240. 20228-20229
241. 20229-20230
242. 20230-20231
243. 20231-20232
244. 20232-20233
245. 20233-20234
246. 20234-20235
247. 20235-20236
248. 20236-20237
249. 20237-20238
250. 20238-20239
251. 20239-20240
252. 20240-20241
253. 20241-20242
254. 20242-20243
255. 20243-20244
256. 20244-20245
257. 20245-20246
258. 20246-20247
259. 20247-20248
260. 20248-20249
261. 20249-20250
262. 20250-20251
263. 20251-20252
264. 20252-20253
265. 20253-20254
266. 20254-20255
267. 20255-20256
268. 20256-20257
269. 20257-20258
270. 20258-20259
271. 20259-20260
272. 20260-20261
273. 20261-20262
274. 20262-20263
275. 20263-20264
276. 20264-20265
277. 20265-20266
278. 20266-20267
279. 20267-20268
280. 20268-20269
281. 20269-20270
282. 20270-20271
283. 20271-20272
284. 20272-20273
285. 20273-20274
286. 20274-20275
287. 20275-20276
288. 20276-20277
289. 20277-20278
290. 20278-20279
291. 20279-20280
292. 20280-20281
293. 20281-20282
294. 20282-20283
295. 20283-20284
296. 20284-20285
297. 20285-20286
298. 20286-20287
299. 20287-20288
300. 20288-20289
301. 20289-20290
302. 20290-20291
303. 20291-20292
304. 20292-20293
305. 20293-20294
306. 20294-20295
307. 20295-20296
308. 20296-20297
309. 20297-20298
310. 20298-20299
311. 20299-202100
312. 202100-202101
313. 202101-202102
314. 202102-202103
315. 202103-202104
316. 202104-202105
317. 202105-202106
318. 202106-202107
319. 202107-202108
320. 202108-202109
321. 202109-202110
322. 202110-202111
323. 202111-202112
324. 202112-202113
325. 202113-202114
326. 202114-202115
327. 202115-202116
328. 202116-202117
329. 202117-202118
330. 202118-202119
331. 202119-202120
332. 202120-202121
333. 202121-202122
334. 202122-202123
335. 202123-202124
336. 202124-202125
337. 202125-202126
338. 202126-202127
339. 202127-202128
340. 202128-202129
341. 202129-202130
342. 202130-202131
343. 202131-202132
344. 202132-202133
345. 202133-202134
346. 202134-202135
347. 202135-202136
348. 202136-202137
349. 202137-202138
350. 202138-202139
351. 202139-202140
352. 202140-202141
353. 202141-202142
354. 202142-202143
355. 202143-202144
356. 202144-202145
357. 202145-202146
358. 202146-202147
359. 202147-202148
360. 202148-202149
361. 202149-202150
362. 202150-202151
363. 202151-202152
364. 202152-202153
365. 202153-202154
366. 202154-202155
367. 202155-202156
368. 202156-202157
369. 202157-202158
370. 202158-202159
371. 202159-202160
372. 202160-202161
373. 202161-202162
374. 202162-202163
375. 202163-202164
376. 202164-202165
377. 202165-202166
378. 202166-202167
379. 202167-202168
380. 202168-202169
381. 202169-202170
382. 202170-202171
383. 202171-202172
384. 202172-202173
385. 202173-202174
386. 202174-202175
387. 202175-202176
388. 202176-202177
389. 202177-202178
390. 202178-202179
391. 202179-202180
392. 202180-202181
393. 202181-202182
394. 202182-202183
395. 202183-202184
396. 202184-202185
397. 202185-202186
398. 202186-202187
399. 202187-202188
400. 202188-202189
401. 202189-202190
402. 202190-202191
403. 202191-202192
404. 202192-202193
405. 202193-202194
406. 202194-202195
407. 202195-202196
408. 202196-202197
409. 202197-202198
410. 202198-202199
411. 202199-2021100
412. 2021100-2021101
413. 2021101-2021102
414. 2021102-2021103
415. 2021103-2021104
416. 2021104-2021105
417. 2021105-2021106
418. 2021106-2021107
419. 2021107-2021108
420. 2021108-2021109
421. 2021109-2021110
422. 2021110-2021111
423. 2021111-2021112
424. 2021112-2021113
425. 2021113-2021114
426. 2021114-2021115
427. 2021115-2021116
428. 2021116-2021117
429. 2021117-2021118
430. 2021118-2021119
431. 2021119-2021120
432. 2021120-2021121
433. 2021121-2021122
434. 2021122-2021123
435. 2021123-2021124
436. 2021124-2021125
437. 2021125-2021126
438. 2021126-2021127
439. 2021127-2021128
440. 2021128-2021129
441. 2021129-2021130
442. 2021130-2021131
443. 2021131-2021132
444. 2021132-2021133
445. 2021133-2021134
446. 2021134-2021135
447. 2021135-2021136
448. 2021136-2021137
449. 2021137-2021138
450. 2021138-2021139
451. 2021139-2021140
452. 2021140-2021141
453. 2021141-2021142
454. 2021142-2021143
455. 2021143-2021144
456. 2021144-2021145
457. 2021145-2021146
458. 2021146-2021147
459. 2021147-2021148
460. 2021148-2021149
461. 2021149-2021150
462. 2021150-2021151
463. 2021151-2021152
464. 2021152-2021153
465. 2021153-2021154
466. 2021154-2021155
467. 2021155-2021156
468. 2021156-2021157
469. 2021157-2021158
470. 2021158-2021159
471. 2021159-2021160
472. 2021160-2021161
473. 2021161-2021162
474. 2021162-2021163
475. 2021163-2021164
476. 2021164-2021165
477. 2021165-2021166
478. 2021166-2021167
479. 2021167-2021168
480. 2021168-2021169
481. 2021169-2021170
482. 2021170-2021171
483. 2021171-2021172
484. 2021172-2021173
485. 2021173-2021174
486. 2021174-2021175
487. 2021175-2021176
488. 2021176-2021177
489. 2021177-2021178
490. 2021178-2021179
491. 2021179-2021180
492. 2021180-2021181
493. 2021181-2021182
494. 2021182-2021183
495. 2021183-2021184
496. 2021184-2021185
497. 2021185-2021186
498. 2021186-2021187
499. 2021187-2021188
500. 2021188-2021189
501. 2021189-2021190
502. 2021190-2021191
503. 2021191-2021192
504. 2021192-2021193
505. 2021193-2021194
506. 2021194-2021195
507. 2021195-2021196
508. 2021196-2021197
509. 2021197-2021198
510. 2021198-2021199
511. 2021199-2021200
512. 2021200-2021201
513. 2021201-2021202
514. 2021202-2021203
515. 2021203-2021204
516. 2021204-2021205
517. 2021205-2021206
518. 2021206-2021207
519. 2021207-2021208
520. 2021208-2021209
521. 2021209-2021210
522. 2021210-2021211
523. 2021211-2021212
524. 2021212-2021213
525. 2021213-2021214
526. 2021214-2021215
527. 2021215-2021216
528. 2021216-2021217
529. 2021217-2021218
530. 2021218-2021219
531. 2021219-2021220
532. 2021220-2021221
533. 2021221-2021222
534. 2021222-2021223
535. 2021223-2021224
536. 2021224-2021225
537. 2021225-2021226
538. 2021226-2021227
539. 2021227-2021228
540. 2021228-2021229
541. 2021229-2021230
542. 2021230-2021231
543. 2021231-2021232
544. 2021232-2021233
545. 2021233-2021234
546. 2021234-2021235
547. 2021235-2021236
548. 2021236-2021237
549. 2021237-2021238
550. 2021238-2021239
551. 2021239-2021240
552. 2021240-2021241
553. 2021241-2021242
554. 2021242-2021243
555. 2021243-2021244
556. 2021244-2021245
557. 2021245-2021246
558. 2021246-2021247
559. 2021247-2021248
560. 2021248-2021249
561. 2021249-2021250
562. 2021250-2021251
563. 2021251-2021252
564. 2021252-2021253
565. 2021253-2021254
566. 2021254-2021255
567. 2021255-2021256
568. 2021256-2021257
569. 2021257-2021258
570. 2021258-2021259
571. 2021259-2021260
572. 2021260-2021261
573. 2021261-2021262
574. 2021262-2021263
575. 2021263-2021264
576. 2021264-2021265
577. 2021265-2021266
578. 2021266-2021267
579. 2021267-2021268
580. 2021268-2021269
581. 2021269-2021270
582. 2021270-2021271
583. 2021271-2021272
584. 2021272-2021273
585. 2021273-2021274
586. 2021274-2021275
587. 2021275-2021276
588. 2021276-2021277
589. 2021277-2021278
590. 2021278-2021279
591. 2021279-2021280
592. 2021280-2021281
593. 2021281-2021282
594. 2021282-2021283
595. 2021283-2021284
596. 2021284-2021285
597. 2021285-2021286
598. 2021286-2021287
599. 2021287-2021288
600. 2021288-2021289
601. 2021289-2021290
602. 2021290-2021291
603. 2021291-2021292
604. 2021292-2021293
605. 2021293-2021294
606. 2021294-2021295
607. 2021295-2021296
608. 2021296-2021297
609. 2021297-2021298
610. 2021298-2021299
611. 2021299-2021300
612. 2021300-2021301
613. 2021301-2021302
614. 2021302-2021303
615. 2021303-2021304
616. 2021304-2021305
617. 2021305-2021306
618. 2021306-2021307
619. 2021307-2021308
620. 2021308-2021309
621. 2021309-2021310
622. 2021310-2021311
623. 2021311-2021312
624. 2021312-2021313
625. 2021313-2021314
626. 2021314-2021315
627. 2021315-2021316
628. 2021316-2021317
629. 2021317-2021318
630. 2021318-2021319
631. 2021319-2021320
632. 2021320-2021321
633. 2021321-2021322
634. 2021322-2021323
635. 2021323-2021324
636. 2021324-2021325
637. 2021325-2021326
638. 2021326-2021327
639. 2021327-2021328
640. 2021328-2021329
641. 2021329-2021330
642. 2021330-2021331
643. 2021331-2021

抗悪性腫瘍剤・免疫賦活剤等に對する効果を示す。この作用は、主として腫瘍細胞の増殖を抑制するものであるが、腫瘍細胞の増殖を抑制する機序は、腫瘍細胞のDNA合成を阻害するものと、DNA合成後期で細胞分裂を阻害するものとがある。前者は、DNA合成初期で細胞分裂を阻害するものとある。前者は、DNA合成初期で細胞分裂を阻害するものとある。

アーティストの才能を引き出すため、アーティストの立場からアーティストの立場でアーティストを評価する。アーティストの立場からアーティストの立場でアーティストを評価する。アーティストの立場からアーティストの立場でアーティストを評価する。

ハニカム構造の人工腎臓は、エリスロцитエクソセン（人工腎臓又は脱毒装置を受けている患者のうち腎機能不全状態にあるものに投与された場合に限る）

・疼痛コントロールのための医療用医薬

シナリオを書くときに、必ず頭に浮かぶのが「物語」。物語は、物語の構成要素である「物語世界」、「物語時間」、「物語空間」、「物語者」、「物語者」と「物語世界」の関係性、「物語時間」と「物語世界」の関係性、「物語空間」と「物語世界」の関係性、「物語者」と「物語時間」の関係性、「物語者」と「物語空間」の関係性など、複数の要素が組み合わさることによって成り立つ複雑な構造です。

・直腸癌の治療に係る血管活性因子干渉剤及び血凝塊溶離因子抗体等の新薬

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

		ア 介護医療院に入所中の患者 イ、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受ける患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
区分		併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
初・再診料		×	○	○	○
入院料等		×	○	○	○
					(A 400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
	B 001の1 ウイルス疾患指導料		○		
	B 001の2 特定薬剤治療管理料		○		
	B 001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料		○		
	B 001の6 てんかん指導料		○		
	B 001の7 約病外来指導管理料			○	
	B 001の8 皮膚科特定疾患指導管理料			○	
	B 001の9 外来栄養食事指導料			○	(栄養マネジメント加算を算定していない場合に限る。)
	B 001の11 集団栄養食事指導料			○	(栄養マネジメント加算を算定していない場合に限る。)
	B 001の12 心臓ベースメークー指導管理料			○	
	B 001の14 高度難聴指導管理料			○	
	B 001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料			○	
	B 001の16 喘息治療管理料			○	
	B 001の20 慢性疾合併症管理料			×	
	B 001の22 がん疼痛緩和指導管理料			○	
	B 001の23 がん患者指導管理料			○	
	B 001の24 外来緩和ケア管理料			○	
	B 001の25 移植後患者指導管理料			○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項等について」の一部改正について

三

(認知症専門医療機関認定料加算)
(認知症専門医療機関連携加算)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
B 0 9 - 2 電子的診療情報評価料	x	○	×
B 0 1 0 - 2 診療情報連携共有料	x	○	×
B 0 1 1 診療情報提供料（Ⅲ）		○	○
B 0 1 1 - 3 薬剤情報提供料	x	×	○
B 0 1 2 傷病手当金意見書交付料 上記以外		○	×
C 0 0 0 在院料 在宅医療 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算 上記以外	x	○	×
検査		○	○
画像診断	(単純撮影に係るものを除く。)	○	○
投薬	○ ※1	○ ※2	○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。) (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)
注射		○	○
リハビリテーション	(H 0 0 5 機能訓練及びH 0 0 6 難病患者リハビリテーション料に限る。)	○	○ (同一日における場合を除く。)
I 0 0 0 精神科電気痙攣療法	x	○	○
I 0 0 0 - 2 経頭蓋磁気刺激療法	x	○	○
I 0 0 2 通院・在宅精神療法	x	○	○
I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法	x	○	○
精神科専門	x	○	○ (同一日における場合を除く。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	介護医療院に入所中の患者 イ 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合 併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関
	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関		
療法	1007 精神科作業療法	x	x	○
	1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	x	x	○
	1009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	x	x	○
	1015 重度認知症患者デイ・ケア料	x	x	○
	上記以外	x		
処置		○ ※3	○	○
手術			○	
麻酔			○	
放射線治療			○	
病理診断			○	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			x	
B014 退院時共同指導料1			x	
C003 在宅患者訪問業務指導料			x	
C007 在宅患者連携指導料			x	
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料			x	
上記以外			○	
別表第二			x	
訪問看護療養費			x	
退院時共同指導加算			○ ※4 又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	介護医療院に入所中の患者 ア 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関

※1 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）

・疼痛コントロール（人工腎用液体の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・抗ウイルス剤（C型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

・エリスロドキチン（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・ダルベガチナ（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・エボチニベタゴル（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・ソブコントロール（B型肝炎製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）

・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）

・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）

・血友病の治療に係る血液凝固因子抗体拮抗剤（活性複合体）

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・エリスロドキチン（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・ダルベガチナ（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・エボチニベタゴル（人工腎用液体又は腹膜灌流液を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）

・ソブコントロール（B型肝炎製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）

・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）

・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）

・創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、核酸吸込、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、腫瘍細胞及び長期療養

洗浄、眼処置、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔、咽喉頭部下喉頭処置、ヘマトライマー、超音波ネプライザー、介達牽引、消炎鎮痛等処置、留置カテーテル設置、導尿、腫瘍細胞及び長期療養

洗浄等処置を除く。

※3 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正
について

計 17 枚（本紙を除く）

Vol.954

令和3年3月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 2164)

FAX : 03-3503-2167

老発 0330 第 5 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知)の一部を別添 1 のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

先般の社会保障審議会介護給付費分科会において、離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とすると結論を得たところ。

これを受け、離島や中山間地域等以外の利用者との負担の均衡を図る観点から、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、離島等地域における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置事業の対象とするものであること。

第 2 改正の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正

する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）の施行に伴い、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、離島等地域における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減を行うことができるよう改正を行うものであること。

別添 1

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

【新旧対照表】

		改 正 後		改 正 前	
(別添 3)	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 事業実施要綱	(別添 3)	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 事業実施要綱	1 目的 離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分増額されることになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。	1 目的 離島等地域においては、訪問系の介護サービスについて、15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分増額されことになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。
2～3	(略)	2～3	(略)	4 実施方法 (1)～(2)(略) (3)社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対	4 実施方法 (1)～(2)(略) (3)社会福祉法人等が提供する訪問介護若しくは定期巡回・

<p><u>応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護者</u>しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護者が保険給付と同様のものに限る。（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。</p>	<p>随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。</p>
---	---

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置
事業実施要綱

1 目的

中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する事業所）においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所以外の利用者との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等の地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2～3 (略)

4 実施方法留意事項

- (1)～(2) (略)
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置
事業実施要綱

1 目的

中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する事業所）においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所以外の利用者との負担の均衡を図ることにより、中山間地域等の地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2～3 (略)

4 実施方法留意事項

- (1)～(2) (略)
- (3) 隨時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに

<p>型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん負担した上で、その負担総額の1／2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。</p>	<p>限る。）（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限る。）を利用した場合に、当該訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん負担した上で、その負担総額の1／2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。</p>
---	---

5 (略)

5 (略)

参考：改正後全文

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）

（改正後全文）

（別添1）

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図るものである。

2 実施主体

市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）

3 実施方法

(1) 本事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。

(7) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。

(1) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

(2) 市町村において、原則として、前記対象者について、訪問介護等利用者負担額減額認定証を発行する。

(3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護等の事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。軽減後の利用者負担割合は、0%（全額免除）とする。

4 留意事項

(1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額

医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

- (3) 対象者の所得状況の確認については、毎年8月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

(別添2)

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業実施要綱

1 目的

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

- (1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。
- (2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

- (3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。
 - ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。
- なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。
- (5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。
- (6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、

本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を経営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。
- (5) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (6) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (7) 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (8) 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費

の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

- (9) 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (10) 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (11) 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、3（6）に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は3（1）～（5）のとおりとする。

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分増額されることになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成24年厚生労働省告示第120号（厚生労働大臣が定める地域）に定める離島等地域が存在する市町村

4 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であって、別添1及び別添2の措置の適用を受けていないものとする。
- (2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判

断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する事業所）においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所以外の利用者との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等の地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成21年厚生労働省告示第83号（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域）に定める中山間地域等の地域が存在する市町村

4 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であって、別添1及び別添2の措置の適用を受けていないものとする。
- (2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限る。）を利用した場合に、当該訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであるこ

とから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。

社援発0326第8号
老 発0326第8号
平成30年3月26日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設ける

こととした。

(2) 高齢者福祉サービスの対応

①数値目標の設定等

高齢者福祉サービスについては、介護分野が「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」において個別に指摘を受けたことを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

（サービス区分）

1 養護老人ホーム	5 通所サービス（※2）
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護
4 訪問サービス（※1）	8 複合型サービス

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、従来からの受審率引き上げを目指すため国から提示している「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し」の影響を加味したものとすること。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけではなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、介護サービスの実践の振りかえり（自己評価）を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、ケアマネジャーへの情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など介護人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、介護事業所の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、高齢者福祉サービスについては、以下のとおり、介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽

減することが可能とされていることから、これらの義務等の軽減の着実な実施及びこれらの周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。
介護サービスの情報公表	都道府県が定める調査の指針を策定するにあたってのガイドラインにおいて、「調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項」として、福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所を例示している。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し

(1) サービスの選択に資すると認められる重要な事項としての位置付け

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、介護事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の介護保険サービスに係る基準通知の一部を改正することにより、次表の介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要な事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表（基準通知の改正の対象である介護保険サービス）

1 訪問介護（介護予防訪問介護）
2 通所介護（介護予防通所介護）
3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

5 夜間対応型訪問介護
6 地域密着型通所介護
7 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
8 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
9 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
10 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11 看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）
12 介護老人福祉施設

（2）介護サービス情報公表システムにおける評価結果の掲載

福祉サービス第三者評価事業が、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することを期待されていることに鑑み、平成30年度のシステム改修において、

- ・ 現在の「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示するとともに、
- ・ 事業者の同意に基づき、「総評」、「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載する

予定なので、関係機関への周知をお願いしたい。

利用者の 安心 信頼
職員の 意欲向上 意識改革 を導く

福祉サービス
第三者評価

活用のご案内

福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から
福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会